

損害を受け、翌四月四日、~~...~~喜界島飛行場

と利用する改善と実施したが、四月五日には、~~...~~喜界島飛行場

このように、徳之島飛行場は幾度の敵機により破壊されたが、独立混成第六十四旅団

もまた空襲を受け、~~...~~は、破壊する程度、未だ修復し、特攻機の着発に支障を及ぼさぬことと定められた。四月四日に至り、第六航空軍は、徳之島飛行場と特攻の中継基地とするこ

とを断念し、徳之島に派遣された戦士の指導に当たった第六航空軍

参謀井戸田大佐も召喚され、福岡に帰還することとなった。

独立混成第六十四旅団は、第六航空軍、作戦後助した。

~~...~~飛行場の整備、修復、集積、防空等、極力

沖繩本島における地上作戦は、六月二十二日概ね終了した。

ここに於いて、第十方面軍と第二總軍との作戦地境と六月二十五日以

降、鹿児島、沖縄県とするに定められ、独立混成第六十四旅

団は、~~...~~第六方面軍の戦い序列

に編入（配当兵団文字符「球」から「傳軍」に支更）されたのが旅団は奄美群島に滞留し、いまだ全部隊をこの指揮下に入れ、同方面軍の命令に従って引き続き奄美群島の防衛に當りつつ、終戦に至ったのである。

独立混成第六十四旅団の行動概況および終戦時における独立

混成第六十四旅団長指揮下部隊の一覽は、附表第一および

第二のとおりである。

四 終戦時および終戦後における独立混成第六十四旅団の状況

(一) 終戦時の状況

昭和二十年八月十五日、終戦に因り、御放送は、旅団司令部

通信隊長吉原中尉の連絡により、旅団長以下聴聞すること

がなされた。午後、第六十六方面軍からの命令、指示等は到達

しなかつた。旅団長は、たしあたり、奄美群島所在

の全部隊の団結(維持は効めると考へ)、軍紀、風紀の振作を図ること、

当面の部隊指導の第一要諦として、部隊を指導した。本土から離隔して島嶼に駐留する

部隊である等の事柄もあり、各隊長、本部の

格段の動搖を生ずることも

あり、終戦後にも軍官民の取組協力状態も依然良好であった

は ~~機~~ 概ね平静に推移し、各隊は、整齊と午後の行動を準備しん。

徳之島には、飛行機格乗員の俘虜二名（少佐一、少尉一）~~あり~~

~~が收容(他は海軍上等兵曹一名のみが收容後同様に病死した。)~~  
れこれに、終戦と共に沖繩本島からその收容のために飛行機が、徳之島に飛来し、俘虜はそれれ感謝文を残し、沖繩に去つた。

(二) 降伏に因り、米軍との折衝および武装解除

終戦後における独立混成隊第四十四旅団と沖繩にある米軍との折衝は、之前記の如くは、俘虜の收容に始つての事であるが、~~その後には~~ 武装解除、兵器引継ぎ完了に至るまでの概況を述べれば、概ね次のとおりである。

一行

八月二十八日

米軍機が、徳之島上空に飛来し、通信筒により、米第十軍司令

官スタンレー大將署名の ~~指示~~ 指令を

投下しん。(附録一参照)

無線通信開始に因り

八月二十九日

米第十軍から、在奄美日本軍とて降伏文書請

印<sup>了</sup>の、使節<sup>節</sup>沖繩派遣の準備<sup>下</sup>指令して来た。三つ、旅団

長からは、旅団は第十六方面軍司令官の隷下にあり、単独に使節派

遣を措置する旅限<sup>は</sup>ない、直ちに方面軍司令官に報告<sup>し</sup>指

揮<sup>下</sup>部<sup>に</sup>は<sup>な</sup>いこと、<sup>徳之島から</sup>沖繩に使節を派遣<sup>しよう</sup>として、

目下旅団には上陸用大発動艇以外に交通手段を有せざること

返電した。右の米軍への返電と同略に、状況は第十六方面軍司令

官に報告し、その指手を仰いだ。

八月三十一日

米第十軍から、九月三日派遣<sup>沖繩から</sup>飛行機<sup>下</sup>あり、降伏に同意

命令受領のため、旅団の代表を沖繩に差し出すよう要<sup>求め</sup>られた。

九月二日

方面軍からの指示<sup>が</sup>到着<sup>着</sup>したため、旅団長自ら沖繩の米第

十軍司令部に赴くことを決心し、その日米側に通報すると共に、改めて

第十六方面軍に対し承認<sup>の</sup>方を<sup>電</sup>明<sup>明</sup>した。

九月三日

米第十軍から返電が来て、米側としては、独立混成第六十四旅

団長の沖繩に来ることを希望しない旨伝えられた。そこで、旅団司令

部高級部員中溝益中佐を<sup>派遣するつもりで、出</sup>迎えの飛行機により、沖繩に向わせら

その際、旅団長は、米第十軍司令官スタイルウエル大將はあそこ

将末予想される混札と辨けらるゝの、「琉球」と奄美との<sup>境界、その</sup>取扱

も<sup>区分</sup>明確にすべしと要請した書翰を認め、中溝中佐に携

行させ、米第十軍司令官に提出させた。

事後、旅団は、米側の指示に基づき、戦後処理の準備を進め

ら。

九月十八日

米側<sup>派遣</sup>第一次奄美状況視察者として、カーフィールド大佐が徳

之島に来島した。同大佐の視察中、米戦闘機(フラインク・ウィドウ)

が徳之島飛行場を<sup>襲</sup>爆撃し、大佐は直ちに沖繩に連絡した。

九月十九日

すゝといふ事件が起つたといふ(同)

十八日の米軍機の徳之島飛行場爆撃事件調査のため、調査団が

徳之島に来島し、調査を実施した。

九月三十日

米第十軍から、奄美群島の日本軍の武装解除、兵器接收に<sup>の</sup>関了

折衝のため、カンドン大佐以下が、LSTはより徳之島に派遣され、辺工野  
 には上陸した。その携行文書の中に「北部琉球」日本軍の武装解除  
 の為と記載されている。旅団長は「琉球の一部にはなすべし」北  
 部琉球」の「~~旅団長~~」が「奄美群島」に改められぬよう、~~旅団長~~の武装解除には  
 旅団長とカンドン大佐との間に「~~旅団長~~」の継続中に  
 腹い難いと「~~旅団長~~」議論、交渉「~~旅団長~~」の継続中に、  
 沖繩から来電がある。「~~旅団長~~」改め、「奄美群島」おふい  
 カラ列島」日本軍兵器接收のため、エドワード大佐以下を派遣する旨  
 を伝えて来たので、議論は終結した。(米側「~~旅団長~~」は、  
 (附録ニ参照))  
 奄美群島と北部琉球と標示しある地図を使用している。

九月二十二日

二十日の来電のとおり、  
 エドワード大佐以下 駆逐艦二隻はより「~~旅団長~~」  
 辺工野に上陸した。(九月二十三日午之刻九時から「~~旅団長~~」開始することに「~~旅団長~~」  
 折衝の結果、兵器の接收は「~~旅団長~~」決定した。  
 九月二十三日  
 (附録ニ参照))  
 エドワード大佐が携行した文書に「またもや「北部琉球」云々の記載  
 があったので、~~旅団長~~旅団長は再びその訂正を要求した。エドワード大佐は、  
 手付けられた権限に基づき、これを訂正すると言つて、「沖繩北方」  
 北緯三十度まで」と書き直して提出した。また同大佐は、兵器を接  
 収するたの、奄美~~群島~~日本軍を一ヶ所に集結せよと要求して来たが、  
 (群島の全)

各陣地毎に兵器を جمعし、<sup>旅団長は各陣地の</sup>中を接收することが実情に即して  
所以を力説し、<sup>旅団長は各陣地の</sup>大諾を得たので、<sup>旅団長は各陣地の</sup>旅団作戦命令を下達  
<sup>長から、各部隊に対し、</sup>

九月二十四日

九月二十四日  
エドワード大佐は  
するものとす  
の兵器接收 <sup>以降</sup> カンドン大佐が ~~接收~~  
兵器接收の責に任ずることとなつた。

午後、カンドン大佐には中溝中佐が同行し、喜界島、沖永良  
部島、興部島と逐次兵器接收を進め、概ね九月末までは

全部隊の兵器引継を終了した。各部隊は、本々帰還、復員準備  
策を力行して移りし。

(三) 兵器引継終了後復員完結に至るまでの間に於ける概況

兵器引継の終了後、米側から奄美群島所在の日本軍隊は、

日本本土部隊の一部であるから、その復員は最終となるであろう

という示唆があった。そこで旅団長隷下部隊<sup>(独立混成隊第十四)</sup>長

期駐留の<sup>らしの</sup>態勢をとることとし、十月中旬から現地<sup>逐次に</sup>に召集を

解除<sup>帰隊を以て</sup>、<sup>また部隊の</sup>現地自治の対策を強化する一方、米軍に対して、

部隊用糧秣の補給を要請した。他<sup>面、南隊の</sup>本土帰還ま

この期間を利用して、部隊<sup>と極力</sup>駐留地の復旧作業に協力するこ

ととし、焼失家屋の再建、架橋、道路建設、発電所および送電



線の復舊、補修に努力し、短期間のうちに、概ね所期の成績とあ

げら。

部隊は、逐次本土帰還輸送に充てる態勢に移つたのであるが、昭和二十一年十一月七日、ロイストン中佐が二人の中尉以下所要の人員と

徒え、駆逐艦から辺土野に上陸してきた。携行した文書によれば、同官

は沖繩米倉基地司令官によつて派遣された。その任務は「北部琉

球」の日本軍の役員指導とらることである。このとき、また、<sup>もや</sup>また

、「北部琉球」と「奄美群島」との改訂につき、<sup>もや</sup>懲罰があつた

ことは、二則と同様である。

~~中佐の演説は、各部隊は復舊勲章に値する~~

部隊は、その本土帰還に先立ち、

~~備蓄品を~~集積し、<sup>と</sup>部隊保有の被服、糧秣等、<sup>と</sup>確實な倉庫

に集積収納し、その監視のため、現地召集解除者と採用し

監守者におきて、米軍代表立会の下に、鹿児島県、大島支庁

当事者には、申し継いだ。

<sup>ついで、</sup>

部隊は、<sup>ついで、</sup>主刀の本土帰還輸送が開始

~~された~~、<sup>大部は、</sup>十一月末までに鹿児島港に到着し、役員処理

を実施した。旅团长は、十一月一日、加計呂麻島瀬相の旧海軍

防衛隊におきて、同隊司令加藤隆雄海軍少将と共に、役員先了

に因り、文書に署名し、<sup>最終の帰還船</sup>羽田丸による鹿児島に帰還し、十一

月三日とも、復員処理を終了した。~~自衛隊~~  
~~残存~~  
残存者整理のための現地へ残留し、旅團司令部所属者等は、十月  
廿七日現地発、同日、鹿島島本達、海防艦一五八号に上り、本島に  
~~帰還~~月。

に於ける旅団の残務整理のため、

しかしながら、この後にはいとも不在現地、残留を余儀なくされた

将兵があつたが、~~帰還~~第一復員者から~~帰還~~

(昭和二十三年十二月十八日付)

合同軍總司令部に討し、その帰還に關する要望が提出されたが、

これらの将兵は、十二月十七日奄美大島発の海防艦一五八号に上り、

鹿島島に~~帰還~~着し、十一月<sup>二十三</sup>日に復員<sup>(処理)</sup>を終つた。

### 附記

高田利貞少将は、復員後、西部復員監部を終り第一復員

者に出頭し、状況を報告すると共に、奄美群島の地位に關する

所見を附陳した。ついで、「奄美群島の処理」と題する一文を草

し、これを基礎として、外務省條約局に陳情し、その紹介によつて、

連合軍總司令部に渉外部長マンソン大佐を訪問、奄美

群島と琉球との關係につき説明し、奄美群島を日本本土の

一部として取り扱うべきことにつき、陳情を行つた。

附表第一  
独立混成第六十四旅団部隊行動概見表

独立混成第六十四旅団長 陸軍少将 高田利貞

旅団司令部	獨立混成第六十二聯隊		獨立混成第六十聯隊		圖有部隊名 指揮官番号
	大佐	少佐	大佐	少佐	
山 口	山 口	山 口	山 口	山 口	編 成 年 月 日
19 8 24	19 8 24	19 8 24	19 8 24	19 8 24	部 隊 行 動 の 概 要 (終戦時における位置)
鹿 嶋 島	鹿 嶋 島	鹿 嶋 島	鹿 嶋 島	鹿 嶋 島	復 員 地 年 月 日
20 12 1	20 12 1	20 12 1	20 12 1	20 12 1	

旅団司令部  
獨立混成第六十二聯隊  
大佐 井上一二  
少佐 〇〇  
獨立混成第六十聯隊  
大佐 〇〇  
少佐 〇〇

山 口  
19 8 24  
山 口  
19 8 24  
山 口  
19 8 24  
山 口  
19 8 24

(終戦時における位置)  
19 8 8 奄美大島工陸  
19 8 18 奄美大島野衛  
(徳之島天城村大和城山)  
19 8 20 奄美大島上陸  
(主力 徳之島北部地区)  
(一部 沖永良部島東輪島)  
19 8 8 奄美大島普  
(主力 徳之島南部地区)  
(一部 奄美大島喜界島)

鹿嶋島  
20 12 1  
鹿嶋島  
20 12 1  
鹿嶋島  
20 12 1  
鹿嶋島  
20 12 1

重砲兵十聯隊	19 5 29	奄美大島重砲兵聯隊	夜見島
中佐 夫松五郎	19 5 29	(奄美大島) E改編	20 11 11

番号

昭和十二年七月三十日、野戦電信第百二十七中隊が、徳之島において、独立混成第六十四旅団司令部に編入された。

附表 第二(一)

独立混成第六十四旅団長指揮下部隊一覽(一)

(軍司令部より指揮下にいたる部隊)

院病	輸送		信通	部隊名	編制及員数戰時位置	指揮官
	特設	陸上勤務				
徳之島陸軍病院	特設水工勤務中隊	陸上勤務中隊	電信十聯隊無線各一小隊	一〇。徳之島	中尉 古根実夫	
	七三六	五一		奄美大島	中尉 宇根猛夫	
	奄美大島	徳之島		奄美大島	中尉 田中良男	
四。徳之島						
医少佐 永尾博						



給 補		船				船			
第1軍野戰兵器厂古仁屋出張所	第2軍野戰貨物厂古仁屋出張所	第7船輸送司令部沖繩支部 徳之島出張所	第7野戰船船厂古仁屋出張所	船舶志勇隊(救難部隊)	海上挺進基七十八大隊(一部)	海上挺進基七十八大隊(一部)	船舶通信隊中隊中隊中隊中隊	船舶輸送司令部護衛部古仁屋出張所	船舶輸送司令部護衛部古仁屋出張所
二〇	二〇	三〇	二〇	二二〇			二〇	三〇	三〇
奄美大島		徳之島		奄美大島					
		中尉 大藪 礼治	少尉 村田 義一		少尉 石川 芳春	中尉 牟野 義雄	少尉 嘉納 大信	少尉 筑瀬 猛	

航							陸 病	
第1軍航空情報隊才之警戒隊	第1軍航空情報隊才之警戒隊	陸軍中央航空路部沖繩管区司令部 中隊 徳之島隊	第10野戰氣象隊才之警戒隊	第5野戰航空修理隊才之警戒隊	第7航空通信隊才之警戒隊	第1軍航空情報隊才之警戒隊	奄美大島陸軍病院	
三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	四〇	
奄美大島		徳之島		徳之島		二二六 徳之島	奄美大島	
少尉 江頭 千年	少尉 吉田 兼吉	少尉 山 谷 泰造	少尉 長 谷 昌孝	中尉 來 島 正治	少尉 柳 原 正茂	大尉 山 果 克己	医少佐 永 田 一男	



備考

独立混成第六師団。協力部隊として、徳之島に次の部隊があった

沖繩憲兵隊

分隊長

憲兵中尉

白沢三郎

兵士

二〇(うち一は古に屋分遣隊とて分遣)

附録一 (通信文款)

第十軍司令部発

一九四五年八月二十九日

徳之島部隊最高指揮官殿

無線通信網開設ノ件

一 連合軍最高指揮官ヨリ附子セラレタル権限ニ基キ余ハ貴官ニ対シ英語ヲ文ヲ以テ左記用波敷中ノ一及最大出力ヲ使用シ速ヤカニ交信ヲ開始セラレシムトシ茲ニ指令ス

三三一〇ケシ

七六六五ケシ

五〇九〇ケシ

六〇一八ケシ

三六八六ケシ

三三九四ケシ



二 米第十軍呼出符号左ノ如シ

9 P V

貴部隊呼出符号左ノ如シ

H 9 N

三 貴部隊ノ通信ニ対シ在琉球地方日本部隊ハ前記周波數及

左ノ呼出符号ヲ以テ交信シ得ル如ク要求セラレアリ

奄美大島 Q 5 L 喜界島 6 1 7 西表島 E 3 U

宮古島 2 2 P 石垣島 E 7 L

米第十軍司令官 陸軍大将 スティルウエル (署名)

附録 二

沖縄における降伏文書 (現地仮訳)

降 伏

下記署名の日本軍司令官は 一九四五年九月二日横浜に於ける日本帝國政府の降伏に從ひ 此処に於て以下の境界を以て琉球諸島の無条件降伏を致すものなり

北緯 30°	東經 148°	北緯 24°	東經 122°
北緯 24°	東經 133°	北緯 29°	東經 131°
北緯 30°	東經 131° 30'	原 点	ま
	より		

納見敏郎 中将 先島群島日本陸軍司令官  
高田利貞 少将 奄美群島日本陸軍司令官  
加藤唯雄 海軍少将 奄美群島日本海軍司令官

受領

J. W. スティルウェル 大将

HEADQUARTERS TENTH ARMY

7 September 1945

Surrender

The undersigned Japanese Commander, in conformity with

HEADQUARTERS TENTH ARMY

7 September 1945

Surrender

The undersigned Japanese Commander, in conformity with the general surrender executed by the Imperial Japanese Government, at Yokohama, on 2 September 1945, hereby formally render unconditional surrender of the islands in the Ryukyu series in the following boundaries:

30° North 126° East, thence 24° North 122° East, thence  
24° North 133° East, thence 29° North 131° East, thence  
30° North 131° 30' East, thence to point of origin

Toshiro Nomi  
Lieutenant General  
Commander Japanese Forces  
Sakishima Group

Toshisada Takada  
Flag General  
Commander Japanese Army Forces  
Amami Group

Tadao Kats  
Rear Admiral  
Commander Japanese Navy Forces  
Amami Group

Accepted  
J. W. Stillwell  
General, United States Army

Blank lined writing area with horizontal lines.

附録三 (電文款)

一九四五年九月二十一日

米第十軍司令官

奄美群島最高指揮官殿

エドワード大佐指揮下ノ米第十軍機動群(集團)ハ平土野上陸ノ日

釣ヲ以テ九月二十三日早朝徳之島沖ニ到着ス

エドワード大佐ハ余ノ名ニ於テ命令ヲ受ルニ権限ヲ与ヘラレ到着次

ヲ更ニ指令ヲ受ルニ答 ソノ主要任務ハ奄美群島竝ニトカラ群

島所在ノ兵器ノ度領及処理トス

貴官ハ全陸軍設備施設(陸地)ニ通曉(シ)十分資格アリ高級幕僚

一名「差出し」要文一部不明」ノ諸島ヲ通ジエトワード大佐  
隨行セシケベシ

註

前電不明ノ部ハ「北部琉球」ナリ（二十日夜着電）

附録四（~~資料~~紹介状訳文）


沖繩基地司令部發第ニ二一號

一九四五年十一月二日

~~資料~~  
奄美群島日本海軍最高指揮官 海軍少將 加藤唯雄 殿  
奄美群島日本陸軍最高指揮官 陸軍少將 高田利貞 殿

紹介状

一本書翰ヲ持参セシ者ハ 神給部隊ノ「チャリーAロイストン」<sup>中</sup> 佐  
ニシテ <sup>余</sup>ヲ直接代表スル者トシテ任命セルモノナリ

 沖 繩 391 登録	
寄 着 名	○
出 発 日 月 日 地 況 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	出 発 日 月 日 地 況 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
所 属	寄 出 者 氏 名
	貸 出 中 署 長 及 書 名
	返 却 日 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	独 立 混 成

ニ 北 部 琉 球 ノ 全 日 本 国 民 ヲ 速 カ ニ 順 調 ニ 本 土 ニ 帰 還 セシメ 目 的  
 ヲ 以 テ 奄 美 群 島 ノ 日 本 陸 海 軍 指 揮 官 ト 連 絡 セシム  
 ニ ロ イ ス ト ン 中 佐 ニ 対 シ テ ハ ソ ノ 目 的 ヲ 達 成 ス 為 ニ 必 要 ナル 命 令 ヲ 発  
 スル 権 限 ヲ 附 与 シ ア リ  
 四 右 ニ 関 係 スル 凡 テ ノ 者 ニ 対 シ 完 全 ナル 協 力 ヲ 命 ス  
 米 陸 軍 指 揮 官 L A ロ ー ソ ン 少 将

